

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 秋岡 芳郎

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 8 2 号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」ほか議案 2 件、請願 1 件であります。

当委員会は、1 2 月 7 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 3 件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第 8 2 号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります、国民健康保険法施行令及び地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員からは、この改正によって、軽減判定を受けている世帯に影響はないのかとの質疑があり、理事者からは、軽減判定を受けている世帯数について、令和 2 年 6 月 1 日現在では、7 割軽減世帯が 3, 0 3 8 世帯、5 割軽減世帯が 1, 4 4 2 世帯、2 割軽減世帯が 9 6 6 世帯で、軽減世帯は全体の 6 4 %にあたるが、世帯に影響はなく、不利益がないように改正しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

「議案第 8 3 号 鳴門市立保育所条例の一部改正について」であります、鳴門市みどり保育所が令和 3 年 4 月 1 日から閉所することに伴い、所要の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

「議案第 8 4 号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでした。

理事者からは、本市には地域型保育事業所がないことや、他の自治体の地域型保育事業所を利用する児童がいる場合には、その施設について確認する必要があるが、県内の市町村においてはすでに協定書を締結しており、改正後の状況と同様の取り扱いとなっていることから、本市においてこの改正による影響はないとの説明があ

りました。

委員からは、特定地域型保育事業の概要について確認があり、理事者からは、基本的に特定地域型保育事業とは、運営基準を満たしている小規模な保育事業のことであり、家庭的保育事業や小規模保育事業などがあてはまるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。